平成３０年（フ）第４２号
千葉市若葉区東寺山町1074番地10　ジョカーレ千葉205号
債務者　加藤アミー　エスピリオ（ＫＡＴＯ　ＡＭＹ　ＥＳＰＩＬＬＯ）
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４８号
千葉県市川市宮久保６丁目20番14号（カーサシグマ101号）
債務者　工藤　直美
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４９号
千葉市若葉区野呂町738番地２
債務者　五味　俊暁
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５０号
千葉市若葉区野呂町738番地２
債務者　五味美代子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５６号
千葉県市原市白金町３丁目32番地　レジデンス白金207
債務者　齋藤　　茂
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５９号
千葉市緑区誉田町２丁目21番地684　パレス紀こ里202号
債務者　横山　ゆみ（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６２号
千葉県八千代市ゆりのき台１丁目22番地１　ヴェルドミールゆりのき台104
債務者　本間裕香子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６７号
千葉県市原市君塚３丁目11番地２　スカイハイツ池田Ｇ棟105号
債務者　奥田　優子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第７０号
千葉県船橋市習志野台５丁目22番24号　フローレス習志野101号
債務者　阿部　光輔
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第７２号
千葉市花見川区検見川町１丁目589番地
債務者　伊藤　隆司
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第７７号
千葉県市川市塩浜４丁目２番３棟601号（ハイタウン塩浜）
債務者　池原　正悟
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第７８号
千葉県市川市塩浜４丁目２番３棟601号（ハイタウン塩浜）
債務者　池原　朋美
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第９３号
千葉県船橋市行田１丁目６番15号　メゾンカンコー201号
債務者　牛玖　英二
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第９５号
千葉市中央区道場北１丁目18番10号　スカイコーポ101号
債務者　渡部　和明
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第９６号
千葉県八千代市米本2538番地13　パルテール203
債務者　栗田　　統
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第９７号
千葉県市川市塩焼２丁目７番23－105号（ファーストハイツ）
債務者　森田　　遥
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１０２号
千葉市中央区村田町893番地116
債務者　吉田　　樹
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係